

川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、川場村が発注する「川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）」について、公募型プロポーザルにより受託する事業者を選定するにあたり、必要な事項等を示したものである。

2. 業務概要

2.1 業務名

川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）

2.2 業務目的

本業務はウェブサイト等のデジタルを用いて、本村の暮らし・子育て・仕事・住まい・公的支援等の移住に関する総合的な情報発信の機能を有した移住向け情報発信サイトを構築することで、若者及び子育て世代の本村への UIJ ターンや定住を促進することを目的とする。併せて、本事業の効果をより高めるため、本村の魅力を広報発信するとともに、移住促進のための新たなプロモーション又はイベントを企画・実施する。

2.3 業務内容

川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）仕様書（別紙1）のとおり

2.4 契約期間

契約締結日から令和6年3月17日まで

2.5 契約上限額

5,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 担当部署（書類の提出及び問い合わせ先）

担当課：川場村役場 むらづくり振興課 企画観光係

住所：〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

電話番号：0278-52-2111

F A X：0278-52-2333

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp

4. プロポーザル参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和5年8月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 川場村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年川場村訓令第 3 号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 過去に官公庁・教育機関が発注する類似業務を受託した実績があること。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5. 企画提案参加手続きに関する事項

5.1 仕様書及び実施要領等の配布に関する事項

①配布期間

令和 5 年 8 月 23 日（水）から令和 5 年 9 月 6 日（水）まで

②配布方法

川場村ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.vill.kawaba.gunma.jp>

③配布書類一覧

- (ア) 本公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 本業務仕様書（別紙 1）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- (エ) 業務体系表（様式第 2 号）
- (オ) 受託実績表（様式第 3 号）
- (カ) 質問書（様式第 4 号）
- (キ) 企画提案書（様式第 5 号）

5.2 参加申込に関する事項

①提出方法

担当部署に持参または郵送（郵送の場合は書留に限る。）すること。

②提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- (イ) 業務体系表（様式第 2 号）
- (ウ) 受託実績表（様式第 3 号）

③提出期限

令和 5 年 9 月 6 日（水）午後 5 時まで

※郵送の場合も上記提出期限必着のこと。

6. 質問書に関する事項

①提出方法

質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

②提出期限

令和5年8月30日（水）午後5時まで

③送付先

川場村役場 むらづくり振興課 企画観光係

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp

④回答方法

令和5年8月31日（木）までに本村ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7. 企画提案書の提出に関する事項

①提出書類

(ア) 企画提案書（様式第5号）

(イ) 提案内容書（任意様式）

- ・本業務に関する基本的な考え方を記載すること。
- ・仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び業務スケジュールを記載すること。
- ・用紙はA4版で、全体で20ページ以内（表紙は含めない）でカラー印刷とすること。

(ウ) 過去受託した実績資料を3作品程度。

- ・本プロポーザルの業務内容の品質がイメージできるもの。

(エ) 業務見積書（任意様式）

- ・具体的な積算内訳を記載すること。
- ・見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

②提出方法

担当部署に持参または郵送（郵送の場合は書留に限る。）すること。

③提出期限

令和5年9月6日（水）午後5時まで

※郵送の場合も上記提出期限必着のこと。

④提出部数

- | | |
|--|-----|
| (ア) 企画提案書（様式第5号） | 1部 |
| (イ) 提案内容書（正本） | 10部 |
| (ウ) 過去受託した実績資料 | 1式 |
| (エ) 業務見積書（任意様式） | 1部 |
| (オ) (ウ)を除く提出書類一式を電子ファイルとして保存したCD-R（またはDVD-R） | 1枚 |

8. 受託候補者の選定

8.1 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考にあたっては、「優先交渉権者選考基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、委員会において審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1位優先交渉権者として選考する。また、次点を第2位優先交渉権者として合わせて選考する。

8.2 審査

選考は、書類審査の方法により、業務実績、提案内容、提案金額等を参加事業者の提出する企画提案書等に基づいて審査する。

8.3 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果(第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで)をホームページへ掲載し公表する。

8.4 その他

- ・審査及び審査基準は非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・総得点が1位であっても業務仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

8.5 優先交渉権者との協議

総得点1位の事業者は、村と仕様及び価格等協議の上、第1位優先交渉権者となる。ただし、第1位優先交渉権者と協議が整わない場合、村は第2優先交渉権者と協議を行い受託者を決定する。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

9. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- (1) 本村財務規則を含む関係法令等に違反した者
- (2) 前記「4. プロポーザル参加資格」の事項を満たさなくなった者
- (3) その他提出書類に虚偽の記載や押印を欠く等、条件に違反する行為が発見された場合

10. 契約及び支払い方法

本契約の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、村は業務終了後、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

11. その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る経費、応募に関わる全ての経費は参加申込者の負担とする。
- (2) 提案は提案事業者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。
- (3) 提出期限以降の書類等の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。
- (4) 原則として、提出された書類等は返却しない。

- (5) 提出された書類等は、審査目的以外の使用はしない。
- (6) 提出された書類等は、審査の範囲内で複製することがある。
- (7) 提出書類等に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (8) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (9) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- (10) 審査結果に対する異議は一切認めない。

12. 企画提案実施スケジュール（予定）

プロポーザルの公募開始	令和5年8月23日（水）
参加申込の受付期間	令和5年8月23日（水）～令和5年9月6日（水）
質問書の受付期間	令和5年8月23日（水）～令和5年8月30日（水）
質問書の回答期限	令和5年8月31日（木）
企画提案書等の受付期間	令和5年8月23日（水）～令和5年9月6日（水）
審査	令和5年9月7日（木）～令和5年9月12日（火） 予定
審査結果通知	令和5年9月13日（水） 予定
委託契約締結	令和5年9月中旬